大和市子育て支援施設指定管理者の候補者 審査要領

大和市子育で支援施設の指定管理者選定委員会における大和市子育で支援施設の指定管理者の候補者の審査について、次のとおり定める。

1. 評価

(1) 評価項目及び配点

大和市子育て支援施設指定管理者募集要項(以下、「募集要項」という)に定める応募者の提出書類及び面接審査(応募者によるプレゼンテーション)の内容について、評価表 (別紙)に定める項目及び配点により、100点を満点として評価を行うものとする。

(2) 最低基準点

60点

(3) 合計評価点

各評価者の評価点を合計した点を合計評価点とする。

(4) 失格基準

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①募集要項で示す応募資格を満たさない場合
- ②仕様書等で示す要求水準を満たしていないことが明らかな場合
- ③指定管理料の提案額が市の指定する上限額を上回っている場合
- ④合計評価点が、最低基準点に評価者の人数を乗じた点数に満たない場合
- ⑤最低基準点以上の評価点を付けた評価者の人数が過半数に満たない場合

2. 選定

(1) 候補者の選定

合計評価点を基に審査を行い、指定管理者の候補者として最も適当な応募者及び応募者の順位を決定する。

(2) 応募者が1団体の場合

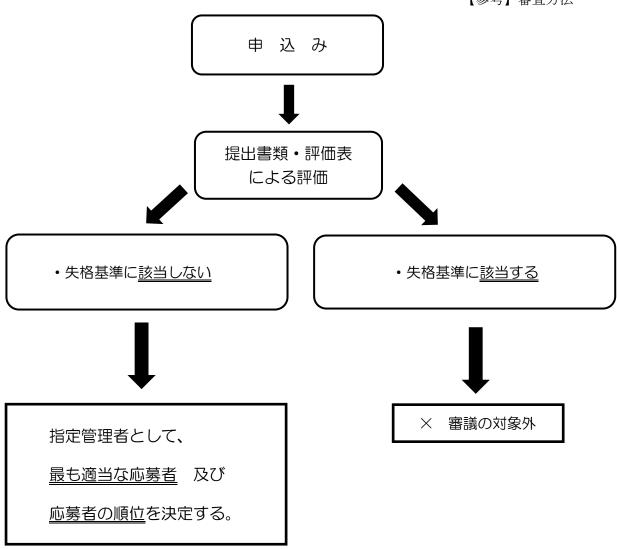
応募者が1団体の場合は、指定管理者の候補者として最適か否かを審査する。

(3) 次点者の再選定

大和市子育て支援施設条例第10条に基づく再選定を行う場合は、次位にある応募者 を指定管理者の候補者として選定する。

附則

この要領は、大和市子育で支援施設の指定管理者(指定期間:令和5年4月1日から令和10年3月31日)の候補者の選定にあたり有効なものとする。



【大和市子育て支援施設条例第10条】

(再選定等)

- 第10条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体 (以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込み を行った団体の中から、再び第8条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。
- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき
- (2) 新たに判明した事実により、子育て支援施設の管理を行うことが、不適当であると認められたとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第6条の規定による次回の公募については、申し込む ことができない。